

○海上自衛隊の移動局等の監理に関する達

昭和43年3月7日
海上自衛隊達第7号

改正 昭和43年3月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達23条による改正〕

昭和44年3月15日 海上自衛隊達第14号〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

昭和44年4月4日 海上自衛隊達第23号〔第1次改正〕

昭和45年7月1日 海上自衛隊達第40号〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕

昭和45年9月28日 海上自衛隊達第73号〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和50年4月21日 海上自衛隊達第6号〔第2次改正〕

昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則12項による改正〕

昭和51年9月24日 海上自衛隊達第34号〔第3次改正〕

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達22条による改正〕

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達21条による改正〕

昭和56年2月9日 海上自衛隊達第6号〔第4次改正〕

昭和57年9月28日 海上自衛隊達第26号〔海上自衛隊少年術科学校の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

昭和58年7月1日 海上自衛隊達第31号〔第5次改正〕

昭和59年11月9日 海上自衛隊達第24号〔第6次改正〕

昭和62年11月27日 海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

昭和63年2月18日 海上自衛隊達第5号〔第7次改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達38条による改正〕

平成元年12月27日 海上自衛隊達第42号〔海上自衛隊達附則4項による改正〕

平成2年9月19日 海上自衛隊達第26号〔第8次改正〕

平成4年3月6日 海上自衛隊達第6号〔第9次改正〕

平成5年4月1日 海上自衛隊達第14号〔行政文書の用紙規格A判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達18条による改正〕

平成6年3月10日 海上自衛隊達第5号〔海上自衛隊の航空救難に関する達等の一部を改正する達4条による改正〕

平成8年1月24日 海上自衛隊達第2号〔第10次改正〕

平成9年3月13日 海上自衛隊達第8号〔隊番号の変更に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成10年3月13日 海上自衛隊達第11号〔第11次改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達34条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達33条による改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第8号〔第12次改正〕

平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達20条による改正〕

平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達32条による改正〕

平成21年10月19日 海上自衛隊達第75号〔第13次改正〕

平成23年4月1日 海上自衛隊達第7号〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成23年5月31日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達附則3項による改正〕

平成23年8月31日 海上自衛隊達第25号〔第14次改正〕

平成23年10月11日 海上自衛隊達第27号〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達附則5項による改正〕

平成24年3月30日 海上自衛隊達第3号〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達附則4項による改正〕

平成28年1月14日 海上自衛隊達第1号〔第15次改正〕

平成29年3月31日 海上自衛隊達第17号〔第16次改正〕

自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）第28条の規定に基づき、海上自衛隊の移動局等の監理に関する達を次のように定める。

海上自衛隊の移動局等の監理に関する達

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 移動局等の開設等の手続（第3条—第7条）

第3章 移動局等の検査（第8条—第16条）

第4章 無線資格試験（第17条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊における移動局等の開設等の手続、移動局等の検査及び資格試験の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において「部隊等」とは、防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）をいう。

第2章 移動局等の開設等の手続

（開設）

第3条 部隊等の長は、移動局等を開設しようとする場合には、開設予定期日の3箇月前までに海上幕僚長に開設の上申を行わなければならない。

2 部隊等の長は、前項の上申に際しては、次に掲げる資料1部を提出するとともに、その写しを第10条の規定により当該移動局等の検査を担当する検査官に送付するものとする。

(1) 移動局等開設事項書（別記様式第1）

(2) 移動局等施設事項書（別記様式第2（その1）—別記様式第2（その8））

(3) 移動局等試験成績表（別記様式第3）

（承認後の変更）

第4条 部隊等の長は、移動局等開設の承認後に移動局等の種別又は無線機材の種類若しくは数量等を変更する必要がある場合には、前条に準じて変更の上申を行わなければならない。

ただし、移動局等施設事項書及び移動局等試験成績表については、変更した無線機材についてのみ提出するものとする。

2 部隊等の長は、前項の提出書類の写しを、前条第2項に規定する検査官に送付するものとする。

(廃止)

第5条 部隊等の長は、移動局等を廃止した場合には、速やかに次に掲げる事項を記載した移動局等廃止届を海上幕僚長に提出するものとする。

- (1) 承認番号
- (2) 船舶名、航空機名（機体番号）、部隊名又は機関名等
- (3) 移動局等の種別
- (4) 廃止年月日
- (5) 廃止理由

(承認書の再交付)

第6条 部隊等の長は、承認書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、その理由を付し、海上幕僚長に承認書の再交付を上申しなければならない。

(承認書の返納)

第7条 部隊等の長は、第4条の規定により変更に係る承認書を受けたとき、若しくは前条の規定により承認書の再交付を受けたとき、又は第5条の規定により移動局等を廃止したときは、1箇月以内に旧承認書又は廃止した移動局等の承認書を海上幕僚長に返納しなければならない。ただし、承認書の亡失に基づく承認書の再交付の場合は、この限りでない。

第3章 移動局等の検査

(検査官の任免手続)

第8条 海上幕僚監部指揮通信情報部長（以下「海幕指揮通信情報部長」という。）は、海上幕僚監部に勤務する者のうちから、航空集団司令官、地方総監、教育航空集団司令官及びシス

テム通信隊群司令は、隷下の通信、電子整備又は航空電子整備関係の部隊等に勤務する者のうちから、幹部自衛官又は幹部相当職の防衛技官で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者を検査官予定者として選定し、当該予定者の所属、官職及び氏名並びに当該資格を証明する経歴書を添付して海上幕僚長に報告又は上申するものとする。

- (1) 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格を有する者
- (2) 自衛隊の甲種無線資格を有する者
- (3) 大学（短期大学、防衛大学校、海上保安大学校等を含む。）又は高等専門学校の電気工学科、通信工学科又は無線通信科を卒業した者
- (4) 前3号に該当しない者で、海上幕僚長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者

2 前項の規定は、海幕指揮通信情報部長、航空集団司令官、地方総監、教育航空集団司令官又はシステム通信隊群司令が次の各号のいずれかに該当すると認める場合の報告又は上申について準用する。この場合において、当該理由を併せて海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 検査官が異動した場合
- (2) 検査官を増減する必要がある場合
- (3) 検査官を交代する必要がある場合
(主任検査官)

第9条 海上幕僚長は、海上幕僚監部の検査官から、それぞれ主任となる検査官（以下「主任検査官」という。）を、航空集団、地方隊、教育航空集団及びシステム通信隊群の検査官のうちから、検査区域（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第27条に規定する警備区域をいう。以下同じ。）ごとに主任検査官を指定し、これを関係部隊等の長に通知するものとする。

2 検査区域の主任検査官は、検査の実施について当該検査区域の検査官（海上幕僚監部の検査官を除く。）を統制するものとする。

(検査担当区分)

第10条 移動局等の検査の担当区分は、別紙第1のとおりとする。

2 検査区域の主任検査官は、担当する移動局等の行動、修理その他特別の事情により、当該移動局等の検査を実施することができない場合は、検査の実施可能な他の検査区域の主任検査官にその検査を依頼することができる。

(検査実施計画)

第11条 主任検査官は、毎年度の4月末までに、担当する移動局等に対する当該年度の検査実施計画を作成し、海上幕僚長に提出するものとする。

(検査実施期日及び検査官の指定)

第12条 主任検査官は、検査予定日の2週間前までに受検する部隊等の長に検査実施の期日、検査官の官職、氏名、その他検査に必要な事項を通知するものとする。

(機材及び書類の準備)

第13条 検査を受けようとする部隊等は、検査に際して必要な検査用測定器類及び次の各号に掲げる書類を準備するものとする（検査官があらかじめ省略することができる旨指示した書類を除く。）。

- (1) 移動局等無線機材一覧表（別記様式第4）
- (2) 送信機及び送受信機の試験成績一覧表（別記様式第5）
- (3) 無線局承認書
- (4) 無線検査表又は無線検査簿
- (5) 無線局申請関係書類
- (6) 無線業務日誌
- (7) 海上自衛隊における通信関係諸規則類
- (8) 通信要歴簿
- (9) 機器経歴簿又は搭載装備品来歴簿

(10) その他検査官の指示するもの

(検査の立会い)

第 14 条 部隊等の長は、検査に際しては、海上自衛隊通信規則（平成元年海上自衛隊達第 42 号）第 5 条に規定する通信指揮官及び必要と認める無線資格者を立ち合わせるものとする。

2 立会者は、検査が能率的に実施できるよう検査官に協力するものとする。

(検査実施後の検査官の措置)

第 15 条 検査官は、検査を実施したときは、その判定、指示事項その他所要事項を無線検査表又は無線検査簿に記入し、当該部隊等の長に通知するとともに、遅滞なく所属の主任検査官に無線検査報告書（別記様式第 6）を提出するものとする。

2 検査官は、不合格の判定となるような重大な指摘事項については、その都度海上幕僚長に報告するものとする。

3 主任検査官は、第 1 項により提出された無線検査報告書に基づき、検査種別ごとに集計して移動局等検査成績報告書（別記様式第 7 及び別記様式第 8）を作成し、これに所見を付し、検査実施の翌年度の 4 月末までに海上幕僚長に提出するものとする。

(受検後の部隊等の措置)

第 16 条 部隊等の長は、検査の指摘事項については、速やかに所要の措置をするとともに、その結果を担当の主任検査官に通知するものとする。

第 4 章 無線資格試験

(試験期日及び資格区分)

第 17 条 無線資格試験は、自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 34 号。以下「訓令」という。）別表第 1 に掲げる全資格について、毎年 1 回 3 月に実施し、その期日については、その都度示すものとする。

(試験実施責任者及び試験場)

第 18 条 無線資格試験の試験実施責任者は、次に掲げる部隊及び機関の長とし、試験実施責任

者の所定により試験場を設定するものとする。

- (1) 地方隊
- (2) 航空群
- (3) 教育航空群
- (4) システム通信隊群
- (4) 海上自衛隊第1術科学校

2 受験者は、その所属する部隊等の長が指示する最寄りの試験場において受験するものとする。

(試験官等)

第19条 試験実施責任者は、所属隊員のうちから、試験官及び試験補助官（以下「試験官等」という。）若干名を指定し、次の業務を行わせるものとする。ただし、所属隊員を試験官等に指定することが困難な場合は、システム通信隊群司令と協議の上、システム通信隊群の隊員を指定することができる。

- (1) 受験者の確認
- (2) 試験の実施及び監督
- (3) 答案の採点
- (4) 合格基準該当者（合格予定者）の判定
- (5) 試験関係報告資料等の作成
- (6) その他必要と認める事項

2 試験官等は、幹部自衛官をもって充てるものとする。ただし、試験補助官は、准海尉若しくは海曹又はこれに相当する事務官等をもって充てることができる。

(受験者名簿の送付)

第20条 受験者の所属する部隊等の長は、試験場ごとに受験者名簿（別記様式第9）を2部作成し、これをその年の12月10日までに当該試験実施責任者に送付するものとする。

2 部隊等の長は、受験者名簿送付後、受験予定者の異動等により、受験の取消し又は試験場の変更を行う場合は、その都度、関係する試験実施責任者及び部隊等の長に通知するものとする。

(受験者数の通知)

第 21 条 試験実施責任者は、その年の 12 月 25 日までに当該試験に係る無線資格別の受験者員数を海幕指揮通信情報部長に通知するものとする。

(試験問題等の送付)

第 22 条 海幕指揮通信情報部長は、前条の受験者数の通知により、試験問題及び配点正解表を試験期日の 2 日前までに試験実施責任者に送付するものとする。

(試験実施要領等)

第 23 条 試験実施要領、採点要領及び合格判定基準は、別紙第 2 のとおりとする。

(試験終了後の措置)

第 24 条 試験実施責任者は、毎年 4 月末日までに次の表により、当該試験に係る書類を添付して、海上幕僚長に試験結果を報告するものとする。

報告書類名	様式	提出部数
受験者採点表(受験者名簿に採点した点数を記入したもの)	別記様式第 9	1
試験実施成果要約表	別記様式第 10	1
総合合格予定者名簿	別記様式第 11	2
科目別合格予定者名簿	別記様式第 12	2
解答状況一覧表	別記様式第 13	1

(合格者の通知)

第 25 条 海上幕僚長は、無線資格が付与された者及び科目別合格者を、その者の所属する部隊等の長に通知する。

(試験答案等の取扱い)

第 26 条 試験実施責任者は、試験答案等を、合格者が決定するまで保管するものとし、じ後、速やかに残余の試験問題及び配点正解表とともにこれを破棄するものとする。

(試験免除課程及び付与される無線資格)

第 27 条 訓令第 30 条第 1 号の規定により無線資格試験を免除される課程及び当該課程を修了した場合に付与される無線資格は、別紙第 3 に示すとおりとする。

(試験免除者の資格付与上申手続)

第 28 条 前条の規定による試験免除課程の修了者の無線資格付与の上申の手続は、別紙第 3 に示す上申者が、上申書に無線資格付与予定者名簿（別記様式第 14）を添付し、これを当該課程修了予定日 10 日前までに海上幕僚長に提出するものとする。

附 則

この達は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 43 年 3 月 16 日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月 30 日から施行する。

附 則〔自衛艦隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 44 年 3 月 15 日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第 1 次改正による附則〕

この達は、公布の日から施行し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

附 則〔予備自衛官制度等の発足に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和50年4月21日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和51年9月24日から施行する。

附 則〔隊番号の変更に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年3月24日から施行する。

附 則〔第11次改正による附則〕

この達は、平成10年4月1日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則〕

この達は、平成21年10月19日から施行する。

附 則〔防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の勤務時間及び休暇に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成23年6月1日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

この達は、平成23年8月31日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

(施行期日)

- 1 この達は、平成23年10月14日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項中海上自衛隊航空身体検査実施規則第6条第1項第3号の改正規定は同年11月1日から、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この達の施行の際現に実用機（HS）課程及び実用機操縦教官（HS）課程の教育を受けている者の課程に関しては、なお従前の例による。

附 則〔海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成24年4月1日から施行し、改正後の別表第2（その2）1の表海曹士専修科の項CDS（UYQ -70）整備課程の規定については、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達の別表第2（その1）1の表及び2の表並びに別表第2（その2）各表（3の表を除く。）の課程

の教育を受けている者の当該課程については、なお従前の例による。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔第16次改正による附則〕

この達は、平成29年4月1日から施行する。

別紙第1（第10条関係）

移動局等の検査官と検査担当区分

検査区分	検査官	検査担当移動局等
新設検査	航空集団、地方隊、	検査区域に所在（在籍）する部隊等に属する
定期検査	教育航空集団及びシ	移動局等のうち、当該検査区域の主任検査官
変更検査	ステム通信隊群の検	が指定する移動局等
臨時検査	査官	
	海上幕僚監部の検査	海上幕僚監部の主任検査官の指定する移動局
	官	等

注：臨時検査の実施については、必要の都度別に示す。

別紙第2（第23条関係）

試験実施要領、採点要領及び合格判定基準

1 試験実施要領

(1) 筆記試験

ア 科目は、技術、法規及び英語の3種類とする。

イ 試験時間割については、陸上自衛隊及び航空自衛隊とおおむね同時に実施することとし、次の基準により行うものとする。

技 術 0900～1000（10問）

法 規 1010～1110（10問）

英 語 1120～1220（4問）

ウ 各科目の試験開始から15分経過後の入場及び20分経過前の退場は、禁止する。

エ 試験場には、筆記用具及び身分証明書以外の携行を禁ずる。

オ 答案は、試験問題用紙に直接記入する。

(2) 実地試験

ア 科目は、和文電信送受信、欧文電信送受信、和文電話送受話及び欧文電話送受話の4種類とする。

イ 送受信又は送受話速度等は、訓令の別表第2に掲げるところによる。

ウ 送信又は送話の試験方法は、受験者個人ごとに実施し、試験官等がその場において聴取又は点検して採点する。

エ 受信又は受話の試験方法は、試験官等の送信又は送話する可聴音を同時に受信又は受話させ、規定の電報用紙等に記入させる。

2 採点要領

(1) 筆記試験

ア 各科目について、それぞれ100点満点とし、各問の配点は、配点正解表に示すところによる。

イ 訓令第30条第2号により法規の試験の一部を免除させる者については、受験部分を100パーセントとし正解率をもつて表示する。

(2) 実地試験

減点方式とし、次のとおり採点する。

減点項目	科 目		和文及び欧文電信		和文及び欧文電話	
	送 信	受 信	送 話	受 話	送 話	受 話
	50点	50点	50点	50点	50点	50点
誤字1字ごと	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
冗字1字ごと	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
脱字1字ごと	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
実体判読不能1字ごと	—	0.5	—	—	—	0.5
発信（音）聴守不能1字ごと	0.5	—	0.5	—	0.5	—
訂正方法の誤り1回ごと	0.5	—	0.5	—	0.5	—
訂正3回ごと	0.5	—	0.5	—	0.5	—
送信（話）未了2字ごと	0.5	—	0.5	—	0.5	—

3 試験合格判定基準

(1) 科目別合格判定基準

ア 各科目について、筆記試験は60点以上を、実地試験は送信と受信の合計又は送話と受話の合計が70点以上を、それぞれ合格とする。

イ 訓令第30条の規定により、法規の試験の一部を免除される者については、試験部分

の正解率が60パーセント以上に相当する点数を合格とする。

(2) 総合合格判定基準

資格に対応する全部の科目が、科目別合格基準に適合したものを合格とする。

別紙第3 (第27条、第28条関係)

無線資格試験免除課程及び付与される無線資格

免 除 課 程	付与される無線資格	上 申 者
海曹士専修科無線電信 (モールス課程)	甲種陸上無線通信士 甲種海上無線通信士 甲種航空無線通信士	海上自衛隊第 1 術科学校長
海曹通信課程	甲種海上無線通信士 (無線電信の通信操作を除く。)	
幹部専門通信課程	丙種陸上無線通信士 丙種海上無線通信士 丙種航空無線通信士	海上自衛隊 第3 術科学 校長
海士通信課程		
海曹射管課程	特殊無線技士	
海士射管課程		
海曹電測課程		
海士電測課程		
海曹電子整備課程		
海士電子整備課程		
幹部専修科P-3Cレーダー機器整備 課程		
幹部専修科SH-60Kレーダー機器 整備課程		

幹部專門航空電子整備課程				
海曹航空電子整備課程				
海士航空電子整備課程				
實用機（V P）課程	乙種航空無線通信士	第203教育 航空隊司令		
航空士戰術課程				
海曹士航空士對潛（音響）課程				
海曹士航空士對潛（非音響）課程				
海曹士航空士機上電子整備課程				
海曹士航空士機上電子情報課程				
幹部航空士機上整備課程			丙種航空無線通信士	
海曹士航空士機上整備課程				
海曹士航空士武器課程				
航空士機上通信情報課程				
航空士機上救助課程				
操縱士回轉翼實用機（SH-60J）課程	乙種航空無線通信士	第211教育 航空隊司令		
操縱士回轉翼實用機（SH-60K）課程				
海曹士航空士對潛（SH-60K）課程				
航空士救護課程	丙種航空無線通信士			

別記様式第1（第3条関係）

移動局等開設（変更）事項書

船舶名、航空機名、部隊名又は機関名等				
移動局等の種別				
運用開始(変更)年月日				
無線機材の種類		数量		記事
(新)	(旧)	(新)	(旧)	

注：(1)「移動局等の種別」は、次の表の区分により記入する。

移動局等の種別	該当無線局
船舶局	船舶の無線局をいう。
航空機局	航空機の無線局をいう。
固定レーダー局	移動しないレーダーの無線局をいう。
移動局	移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線局（（船舶機局）及び（航空機局）に該当するものを除く。）をいう。

- (2) 「無線機材の種類及び数量」は、部隊等の装備又は保有する無線機材について移動局等に種類ごとに記入する。ただし、補給関係部隊等における保管中の補給用及び学校等における整備教育専用の機材を除く。
- (3) 変更の場合は無線機材の種類及び数量の(新)の欄に変更後の全機材について、(旧)の欄には変更前の全機材について、記入し、記事欄には変更分に対する説明を略記する。
- (4) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、縦に使用する。

別記様式第2（その1）（第3条関係）

（表 紙）

移動局等施設事項書

艦船名、航空機、部隊等名

又は機関名等

	定員	特技別定員				資 格 別 現 員														
		電 信	電 側	電 子	航 空 電 子	無 線 通 信 士												特 殊 無 線 技 士		
						甲 種						乙 種			丙 種					
						陸 上	海 上	海 上 (無 線 の 電 信 の 作 除 く 。) 航 空	陸 上	海 上	航 空	陸 上	海 上	航 空						
幹 部																				
准海尉																				
海 曹																				
海 士																				
事務官等																				
計																				

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その2）（第3条関係）

移動局等施設事項書第1号（送信機関係）

名称		機器番号									
回路系統並びに使用真空管等及び使用数量											
				電波型式及び周波数	電波型式	周波数	電波型式	周波数			
製造年月日	製造会社名	定格出力		周波数範囲		電波型式及び周波数	周波数	電波型式	周波数		
		発振方式及び周波数	発振方式	発振周波数	備考	終段陽極	A1A	A2A	A3E	J3E(H3E)	その他
		変調方式及び最大変調度（周波数偏移）	変調方式	最大変調度（周波数偏移）	備考		入力電圧				
		整流装置	区分	型名及び数量	その他	備考					
			整流管								
		半導体									

注：(1) 使用真空管等とは、真空管、トランジスタ、ダイオード及び集積回路をいう。

(2) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その3）（第3条関係）

移動局等施設事項書第2号（受信機関係）

名称		機器番号			
製造年月日	製造会社名	周波数範囲		備考	
		局部発生周波数			
		中間周波数			
回路系統並びに使用数量		真空管等及び使用数量			

注：(1) 使用真空管等とは、真空管、トランジスタ、ダイオード及び集積回路をいう。

(2) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その4）（第3条関係）

移動局等施設事項書第3号（送信機関係）

名 称		機器番号
製造年月日	製造会社名	回路系統並びに使用真空管等及び使用数量
測定可能周波数範囲		
誤 差（確 度）		
備 考		

- 注：(1) ロラン、デッカ、マーカビーコン、レンジビーコン及びVORの受信機に準用する。
 (2) 使用真空管等とは、真空管、トランジスタ、ダイオード及び集積回路をいう。
 (3) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その5）（第3条関係）

移動局等施設事項書第4号（周波数測定機器関係）

名 称		機器番号	
製造年月日	製造会社名	回路系統並びに使用真空管等及び使用数量	検 定 番 号
			検 定 年 月 日
			測定可能周波数範囲
			誤 差（確 度）

- 注：(1) 使用真空管等とは、真空管、トランジスタ、ダイオード及び集積回路をいう。
 (2) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その6）（第3条関係）

移動局等施設事項書第5号（レーダー関係）

名称		機器番号		
製造年月日	製造会社名	回路系統並びに使用真空管等及び使用数量		定格出力
				周波数帯
				中心周波数
				パルス幅
				繰返周波数
				最小／最大測定距離
				同上確度
				アンテナ回転速度
				水平面の主輻射の解度の幅
				方位の測定確度
				備考

注：(1) IFF、電波高度計、ドプラ航法装置に準用する。

(2) 使用真空管等とは、真空管、トランジスタ、ダイオード及び集積回路をいう。

(3) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その7）（第3条関係）

移動局等施設事項書第6号（空中線関係）

空中線							
用途	要目	型式	長さ(m)	高さ(m)	条数	接地方式	備考

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第2（その8）（第3条関係）

電 源		移動局等施設事項書第7号（電源関係）								
要 目 区 分	区 分	名 称	個 数	容 量	電 圧	電 流	相 当 周 波 数	用 途	備 考	
										常 用
原 動 機	常 用									
	補 用									
発 電 機	常 用									
	補 用									
電 圧 調 整 器	常 用									
	補 用									
主 変 圧 器	常 用									
	補 用									
蓄 電 池	常 用									
	補 用									
蓄電池充電装置	常 用									
	補 用									
コンバーター （インバーター）	常 用									
	補 用									
電 動 発 電 機	常 用									
	補 用									

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第3（第3条関係）

移動局等試験成績表							試験期日	
1 電界強度測定試験成績表							試験場所	
送 信 機 名 (機器番号)	周波数	電 波 型 式	基 本 波 強 度 (dB)	高 調 波		低 調 波		備 考
				強 度 (dB)	強 度 差 (dB)	強 度 (dB)	強 度 差 (dB)	

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

移動局等試験成績表							試験期日		
2 占有周波数帯幅及び波形測定試験成績表							試験場所		
送 信 機 名 (機器番号)	周波数	電 波 型 式	使 用 フ ィ ル タ ー	測 定 帯 幅	A1A 波 形	A2A A3E (H3E J3E) 波 形	通 信 速 度	寄 生 発 射	適 否

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

3 周波数測定試験成績表

								試験期日			
								試験場所			
送信機名 (機器番号)	公称 周波数	電波 型式	測定 周波数	許容偏差		測定偏差		良否	水晶片 番号	製造メーカー	備考
				%	Hz	%	Hz				

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

4 送信機出力試験成績表

											試験期日			
											試験場所			
送信機名 (機器番号)	電波 型式	周波 数	入力電源		電力増幅部			空中線電力	進行波電力	反射波電力	規定電力	備考		
			電圧(V)	電流(A)	電圧(V)	電流(A)	入力(W)	(A)	(W)	(W)	(W)			

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

5 通達試験感度成績表

							試験期日			
							試験場所			
送信機名 (機器番号)	時刻	使用周波数	相手局	距離 (哩)	QSA 相手局/自局	QRK 相手局/自局	備考			

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

6 総合実用試験成績

艦内電氣的雑音の影響	
受信機相互間の妨害の有無	
送受信機相互間の影響の状況	
送信機の受信機に与える妨害の状況	

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第4（第13条関係）

移動局等無線機材一覧表

船舶名、航空機名、部隊名

又は機関名等

移動局等の種別

検査年月日

無線機材の区分	無線機材名	無線機材番号	使用空中線	空中線番号	電源設備	備考

注：(1) 無線機材の区分は、送信機、送受信機、受信機、携帯無線機、レーダー、その他の順に記入する。

(2) 無線機材番号及び空中線番号は各機材及び空中線の固有番号を記入する。

(3) 電源設備は、名称、交流、直流の区別及び使用電圧の常用、補用について記入する。

(4) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第5（第13条関係）

送信機及び送受信機の試験成績一覧表

船舶名、航空機名、部隊名

又は機関名等

移動局等の種別

試験年月日

機材名	測定項目			周波数		空中線電力		占有周波数帯幅 (Hz)	スプリアス (dB)	電界強度 (dB)	強度 (μV)	※判定	備考
	標準値	測定値	偏差 (Hz)	標準値	測定値								

※は、検査官が検査規定の基準によって記入する。

注：(1) 被測定機材には、レーダー、IFF及び航法機器を含むものとする。

(2) 被測定周波数の数量は、各機材1～3波とする。

(3) 空中線電力の標準値は、仕様書による値を記入する。

(4) 占有周波数帯幅、スプリアス、電界強度及び感度は、原則として測定器により測定して結果を記入する。ただし、測定不能の部隊等は領収検査の結果を記入する。

(5) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第6（第15条関係）

無線検査報告書						
検査区分	総合判定	移動局の種類別	船舶名、航空機名、 部隊名又は機関名等	検査年月日	検査官所属	検査官の官職氏名印
検査項目		成績	記事	検査項目	成績	記事
承認書の有無及び照合				携帯無線機		
呼出符号及び呼出名称				レーダー		
無線資格者	甲名 乙名 丙名 特名			その他		
送信機				空中線		
送受信機				相互干渉		
受信機				総合状態		
指示事項				所見		

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第7（第15条関係）

移動局等（新設）（定期）検査成績報告書（総合判定）

検査結果 移動局等の種別	総数	検査数	合格数	不合格数	百分率		
					検査率	合格率	不合格率
	G	M	A	C	$\frac{M}{G}$	$\frac{A}{M}$	$\frac{C}{M}$
船舶局							
航空機局							
固定レーダー局							
移動局							
総計							

注：(1) 新設検査、定期検査別に集計し作成する。

(2) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第10（第24条関係）

試験実施成果要約表

試験地 _____

区 分	資格別	甲 種				乙 種			丙 種			特 殊
		陸上	海上	海上 (無線電信の通信操作を除く。)	航空	陸上	海上	航空	陸上	海上	航空	
総 合	受験者数											
	合格者数											
	合格率											
科目別	受験者数											
	合格者数											
備 考												

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第11（第24条関係）

総合合格予定者名簿

試験実施責任者 _____

無線資格名 _____

番 号	所 属	階 級	氏 名

注：(1) 無線資格名別に別個の用紙にまとめて記入する。

(2) 番号欄は、記入しない。

(3) 同上欄を示す場合は「々」を記入する。

(4) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第12（第24条関係）

科目別合格予定者名簿

試験実施責任者 _____

無線資格名	所属	階級	氏名	試験科目						
				法規	技術	英語	和文電信送受信	欧文電信送受信	和文電話送受話	欧文電話送受話

- 注：(1) 無線資格名別にまとめて記入する。
 (2) 合格科目該当欄に○印を記入する。
 (3) 無線資格名、所属及び階級の欄で同上欄を示す場合は、「々」を記入する
 (4) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第13（第24条関係）

〔法規 技術 英語〕 解答状況一覧表

資格名	受験者数	正解者数									
		第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	第6問	第7問	第8問	第9問	第10問
甲種	陸上										
	海上										
	海上 (無線電信の通信操作を除く。)										
	航空										
乙種	陸上										
	海上										
	航空										
丙種	陸上										
	海上										
	航空										
特無士											

注：用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、横に使用する。

別記様式第14（第28条関係）

無線資格付与予定者名簿

無線資格名 _____ 課程名 _____ 課程修了年月日 _____

番 号	所 属	階 級	氏 名

- 注：(1) 番号欄は記入しない。
 (2) 課程別に別個の用紙に記入する。
 (3) 同一課程で2以上の資格が付与される場合は、無線資格名欄に並べて記入し、同一用紙を使用する。
 (4) 同上欄を示す場合は、「々」を記入する。
 (5) 所属欄には、課程修了後の所属を記入する。ただし、未定の場合は、現所属を記入し、決定次第海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課に連絡する。
 (6) 用紙の規格は、日本工業規格A列4番とし、縦に使用する。